

農地法第3条の3第1項の規定による届出書添付書類

この届出は、相続による登記事項証明書の記載内容の変更が完了したのち（相続の手続き完了後）、届出書を提出いただくものです。

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 1部

2. 委任状（代理人による提出及び受領の場合） 1部